

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

1.支給要件

(1) 対象児童

次の①～③に該当する児童

- ① **令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象**となる児童
- ② 9月30日時点で**高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）**の児童
- ③ **令和4年3月31日までに生まれた新生児**

(2) 支給対象者

対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度（所得）の高い者に支給されます。
※ただし、児童手当（本則給付）受給者もしくはそれに準ずる所得の方

2.支給額

児童1人当たり 10万円（追加分含む）

- ★支給にあたって、申請が必要です。
- ★必ず裏面の支給手続きをご確認ください。
- ★お問い合わせは、下記までお電話ください。

- 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金 コールセンター
電話：0120-526-145（フリーダイヤル）
時間：午前9時～午後8時（12/29～1/3休）
- 宮津市役所 社会福祉課 子育て支援係
電話：0772-45-1621
時間：午前8時30分～午後5時15分（土日祝、12/29～1/3休）

3.給付金の支給手続き



申請が必要な方

- (1) 令和3年9月30日時点で**平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童のみ**を養育する保護者
- (2) 所属庁から児童手当（本則給付）を受給している**公務員**
- (3) 令和4年3月31日までに生まれた**新生児**の保護者

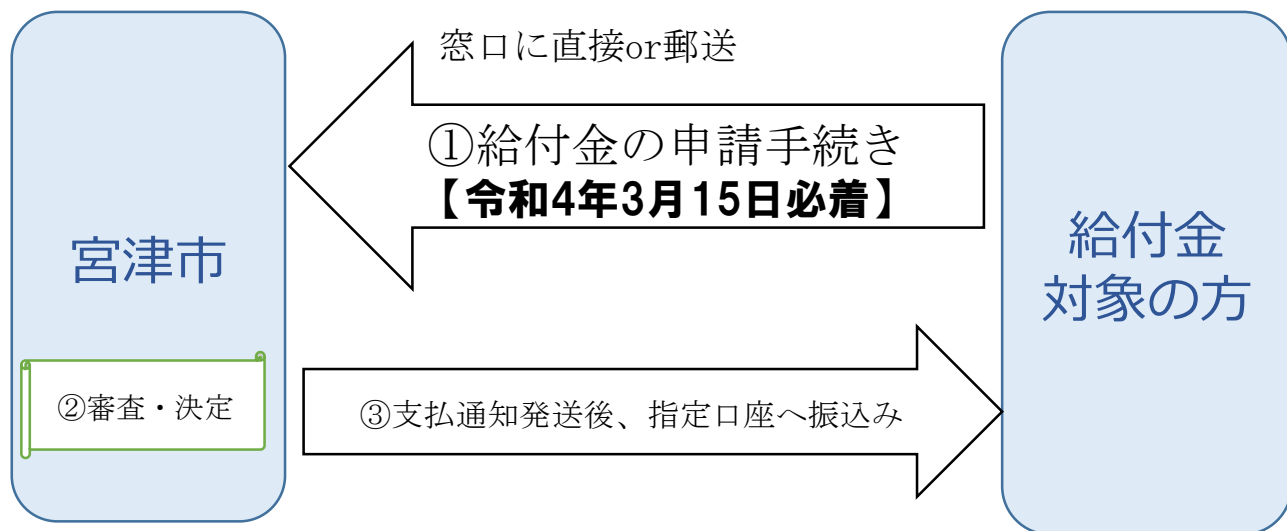
※生計を維持する程度の高い者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満であること

【申請方法】

- ◆申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに**宮津市の窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ◆給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認後、順次指定口座に振り込みます。

【提出期限】

- ◆**令和4年3月15日（火）必着**



“振り込め詐欺” “個人情報情報の詐取”

ご自宅や職場などに宮津市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに宮津市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。